

給与所得者の個人住民税の特別徴収実施について

個人住民税（町民税＋県民税）の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月、個人住民税の納税義務者である従業員（パート・アルバイトを含む給与所得者）に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

※地方税法および日野町税条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、原則として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

※公的年金等の所得に係る個人住民税は、別に徴収されます。

特別徴収について

○従業員の方

- ・毎月、給与から徴収されるため、納め忘れがありません。また、納期ごとに銀行等で収める手間もなくなります。
- ・納期が普通徴収の4回と比べ特別徴収は12回に分けるため1回あたりの負担が少なくなります。

○事業者（給与支払者）

- ・所得税のように税額計算や年末調整の必要はありません。事前に税額を計算し特別徴収税額通知書等の書類を送付します。

特別徴収税額を毎月の給与から徴収して納めていただくだけで、所得税の源泉徴収と比べると負担は少なくなります。また、従業員が常時10人未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

特別徴収の開始方法

○従業員の方

- ・給与から所得税の源泉徴収されている方で、自分で個人住民税を納付している方は、勤務先の給与事務をしている方に特別徴収できないか相談してください。

○事業者（給与支払者）

新年度（6月）から開始する場合（新規・継続）

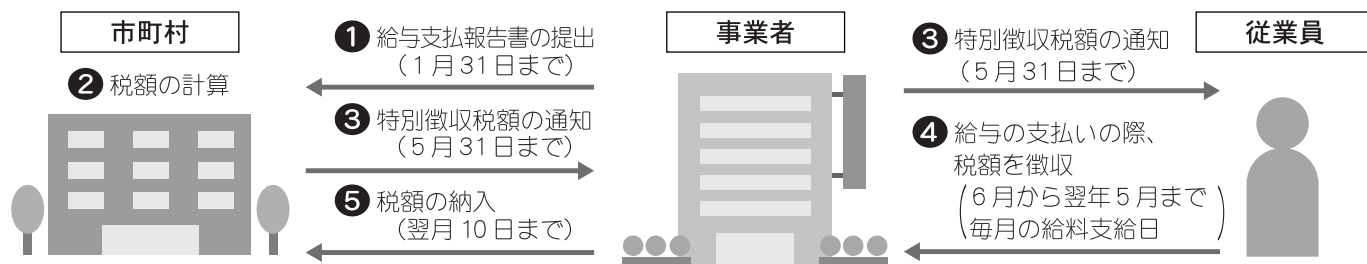
- ・毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表）の右下「前年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「特別徴収希望」と記載して提出してください。

年度途中から開始する場合

- ・特別徴収への切替依頼書（ホームページ掲載）に必要な事項を記載して、税務課住民税担当まで提出してください。

特別徴収の流れ

- ①事業者は給与支払報告書を毎年1月31日までに市町村へ提出します。
- ②市町村で給与支払報告書等を基に個人住民税額を計算します。
- ③5月中旬に特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）等の書類を事業者へ送付します。
このうち、納税義務者用を5月31日までに事業者から従業員へ通知します。
- ④特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）に印字された月割額を従業員の給与から徴収します。
- ⑤徴収された個人住民税を翌月10日（納期限）までに、指定された金融機関等に納入書で納入します。
ただし、10日が土日・祝日の場合は、翌営業日となります。



◆問い合わせ先

税務課 住民税担当

☎ 526570

有線 5093